

(参考1) 法律施行令に示す品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係

政令	商品分類表（製造業）における分類
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	有線通信機械器具（3011）
2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	携帯電話機・PHS 電話機（3012） 無線通信機械器具（3013）
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）	ラジオ受信機・テレビジョン受信機（3014）
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具	ビデオ機器（3021） デジタルカメラ（3022）
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	電気音響機械器具（3023）
6 パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ（3032）
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	外部記憶装置（3033） 半導体メモリメディア（2831）
8 プリンターその他の印刷装置	印刷装置（3034）
9 ディスプレイその他の表示装置	表示装置（3035）
10 電子書籍端末	その他の端末装置（3039 19）の一部
11 電動ミシン	家庭用ミシン（2635 11）
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電動工具（2664 15）
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	他に分類されない事務用機械器具（2719 19）
14 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具（2739）
15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	医療用品（2743 11）
16 フィルムカメラ	35 ミリカメラ（2752） 35 ミリカメラ以外のカメラ（2752 12）
17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）	ちゅう房機器（2931）

政令	商品分類表（製造業）における分類
18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）	空調・住宅関連機器（2932）の一部
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）	衣料衛生関連機器（2933）
20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ（2939 11） 他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	理容用電気器具（2939 12）
22 電気マッサージ器	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
25 蛍光灯器具その他の電気照明器具	電気照明器具（2942）
26 電子時計及び電気時計	時計・同部分品（3231）
27 電子楽器及び電気楽器	その他の楽器・楽器部品・同材料（3249）
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	電子応用がん具（3251 12） 金属製がん具（3251 13）

※ 商品分類表（製造業）における分類に含まれるものであっても、①電気製品でないもの、②業務用のもの、③部品は対象外となります。

※ これらの附属品（ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器、リモコン等）についても、対象となります。